

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 30 年度 4 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4 月度の受付台数は 12,961 台で前年同月比 129.2%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」 説明会の開催案内

平成 28 年 2 月に国土交通省にて「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」(以下「維持管理指針等」と言う。)を策定し公表しました。保守点検業務に携わる方々に、維持管理指針等を実際に利用する上で必要な内容等を分かり易くご説明する説明会を下記日程で開催いたします。

受講申込み等の詳細については「一般財団法人日本建築設備・昇降機センター」の HP 「講習会情報」をご確認ください。(近畿ブロック HP4 月「月報」へも掲載。)

開催日時 平成 30 年 7 月 27 日 (金) 13:30~16:00 (定員 150 名)
開催場所 マイドームおおさか (大阪市中央区本町橋 2-5)
参加料 3,000 円 (解説テキスト含む)

2. 「昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書 2017 年版」に係る問合せについて

一般財団法人日本建築設備・昇降機センターより、問合せが多い「外部への連絡装置」の検査判定についての補足説明が昇降機センター HP 「お知らせ」に掲載されています。

ご確認ください。

3. 平成 30 年度昇降機等検査員地域講習会の開催案内

3 月「月報」にてご案内しておりますが、空席が少なくなっています。(定員 300 名/回)お早めにお申込みください。(詳細は近畿ブロック HP の 3 月「月報」参照。)

開催日時 第 1 回:平成 30 年 6 月 14 日 (木) 13:30~16:30
第 2 回:平成 30 年 6 月 15 日 (金) 13:30~16:30
開催場所 新大阪丸ビル別館 10 階 (大阪市東淀川区東中島 1-18-22)

4. 定期検査報告書の「前回報告との差異」記載について

昨年（平成 29 年 4 月）の法改正により、検査結果表の内容が種々変更となりました。検査結果の判定に当たり、各報告会社様とも大変苦慮されたものと推察いたします。法改正から 2 年目に入り「前回報告の内容」と違いが発生している場合は、検査結果表の余白へ「差異」理由を記載いただきますようお願いいたします。

例 1：耐震関係の検査項目について、前回「指摘なし」→「既存不適格」、「既存不適格」→「指摘なし」等前回の記載報告が誤っていた場合は「前回記載誤り」と明確に記載願います。

例 2：同様に「既存不適格」→「指摘なし」の場合で、耐震対策の実施または第三者による耐震調査等により判定を変更する場合は、特記事項欄にその内容を明確に記載願います。

記載例①昇降路の 09 耐震対策の実施

記載例②駆動装置等の 14 耐震対策の実施

記載例③強度評価における条件に合致していることを確認

例 3：製造者基準が変更されている場合もあります。最新の情報を確認した上で、前回との「差異」について洩れなく記入願います。

その他、今回の法改正に関わりの無い箇所の記載誤りが多くなっています。報告遅れの要因になりますので、再度十分にご確認の上、提出をお願いいたします。

以上